

消費者安全確保地域協議会に関する Q & A（地方公共団体向け）

<消費者安全法（以下「法」という。）第 11 条の 3 関係>

1. 消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」といいます。）の組織、構成員及び具体的な取組内容について
 - 地域協議会の体制については、法第 11 条の 3 第 1 項の規定において、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事する国及び地方公共団体の関係機関は、協議会を組織できることとし、同第 2 項の規定により、必要に応じて関係者を構成員として加えることができるとしており、これ以上の限定はないため、地域の実情に応じた構成としていただくことが可能であり、規模も任意です。

活動内容については、消費者安全の確保のため、例えば高齢者や障害者の方など、消費生活上特に配慮を要する方に対して、見守り活動等を実施することを念頭においていますが、これに限るものではありません。地域協議会の構成員間で、各地の消費者被害の動向等を共有し対策を協議するだけでも、地域協議会の取組として位置付けることは可能です。

また、構成員については、今般公表した「地方公共団体における消費者安全確保地域協議会設置事例」（以下「事例集」といいます。）において取り上げた地方公共団体の例も参考にさせていただき、当該地域協議会の活動内容や地域の実情を踏まえ検討いただければと思います。
2. 地域協議会の名称は、自由に決めてよいのか。
 - 任意の名称を付していただいても問題ありません（必ずしも「消費者安全確保地域協議会」の名称を用いなければならないわけではありません。）。
3. 既存の会議を地域協議会として位置付けることは可能か。その場合に留意すべきことはあるか。
 - 既存会議の設置主体が消費者行政部局か消費者行政部局以外かにかかわらず、地域協議会として位置付けることは可能です。地域の現場では、消費者安全の確保以外の分野で、福祉、防災、孤立死対策等の様々な地域ネットワークが既に構築されているところですが、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情からすると、場合によっては地域協議会を一から立ち上げるよりも、他のネットワークと一体的に運営することが望

ましいと考えます。事例集においても、そのような地方公共団体の例を取り上げていますので、参考にいただければと思います。

既存の会議を地域協議会として位置付ける場合、地域協議会の構成員には秘密保持義務が課されることから（法第 11 条の 5）、消費者安全法の規定に基づく会議体であることについて、会議の要綱等を改定する、会議の場です承を得て議事録に残す、構成員に個別に了承をとる等の方法で、構成員が了知しうる状態にある必要があることに御留意ください。

また、地域協議会の設置主体は、「国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの」（法第 11 条の 3 第 1 項）とされています。これらの機関に該当しない民間団体等が組織している既存の会議を母体として地域協議会を組織する場合は、消費者行政部局が共同事務局となるなど、地方公共団体の機関が設置していると位置付けられるような工夫が必要です。

4. 消費者教育推進地域協議会との関係は、どのようになるのか。一体的に運営しても支障はないか。構成員は同じでもよいか。

→ 消費者教育推進地域協議会は、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 20 条の規定に基づくものであり、目的等は異なるものですが、運用として、消費者安全法に基づく地域協議会と兼ねて運営することは十分ありうると考えています。また、構成員については、地域協議会を組織する者の裁量に任せられていますので、消費者教育推進地域協議会の構成員と同一であることは問題ありません。このような地域協議会の例として、事例集においては千葉県富里市の例を掲載しています。

5. 地域協議会における個人情報の取扱いについて

→ 地域協議会を組織する意義の一つとして、構成員間で見守り等の対象者に関する個人情報を提供できるようにすることがあります。地方公共団体、国の行政機関等が保有する個人情報を第三者に提供することは、それぞれ、個人情報保護条例、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）等により、法令に基づく場合等を除き、原則として禁止されているところ、改正消費者安全法では、見守り等の取組を行う地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨を規定することで（法第 11 条の 4 第 3 項）、必ずしも本人の同意がなくても構成員間で個人情報を提供できることとしています（もともと、実務的な観点から、情報提供の際には、書面又は口頭で本人の同意を得ることとする運用も考えられます。）。

なお、地域協議会の構成員に対し、見守り等の対象者の個人情報を提供す

る場合であっても、必ずしも構成員全員に共有する必要はありません。むしろ情報の性質に鑑み、地域協議会の構成員の一部に限り提供するといった措置が必要と考えます。例えば、A地区の住民に関する個人情報、A地区の見守りを担当する構成員に限って提供するといった運用も、個人情報の保全のため必要だと考えています。事例集に掲載している滋賀県野洲市の例も参考にいただければと思います。

6. 地域協議会を設置した場合に、消費者庁に対して届出等は必要か。

→ 地域協議会を設置する上での要件ではありませんが、設置後可能な限り速やかに、都道府県を通じて消費者庁消費者教育・地方協力課に別添様式にて御報告いただくよう、御協力をお願いいたします。

<法第 11 条の 2 関係>

1. 法第 11 条の 2 の規定に基づく情報提供の要件・手続に関するガイドラインはあるか。

→ 「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」（平成 27 年 3 月消費者庁）¹及び「消費者安全法第 11 条の 2 の運用に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月消費者庁）²を御覧ください。

2. 法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣（消費者庁）から得られる情報はどのようなものか。

→ 特定商取引法の規定に違反する行為についての調査により国が事業者から取得した、消費生活上特に配慮を要する購入者等の氏名・住所等が記載された顧客名簿の情報のうち、当該地方公共団体の住民に関するものを提供します。

当該情報はあくまで事業者から取得したものであり、当庁が情報の正確性を担保するものではありません。したがって、当該情報をそのまま地域協議会の構成員に提供できるわけではなく、地域協議会の事務局が、当該地方公共団体内の他の部署が保有している既存の名簿等の情報と合わせて、見守りリストを作成することが必要です。詳細は「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」43 ページ以降を御参照ください。

3. 見守りリストの作成に際し、地方公共団体内の他の部署・機関から情報を提供してもらうための要件・手続について

¹ <http://www.caa.go.jp/region/pdf/guideline1.pdf>

² <http://www.caa.go.jp/region/pdf/guideline2.pdf>

→ 主に、(i) 当該地方公共団体の個人情報保護条例の目的外利用・提供規定を用いる方法と、(ii) 他の部署・機関を地域協議会の構成員とした上で、地域協議会がその部署・機関に対し情報の提供を求めるという方法（法第11条の4第3項）の2つの方法が考えられます。

詳細は、「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」45ページを御参照ください。

4. これまでに同条の規定に基づき情報の提供を受けた地方公共団体が知りたい。

→ 法第11条の2第1項の規定に基づき内閣総理大臣（消費者庁）から情報提供を受けた地方公共団体名については、当課にお問い合わせください（情報提供先の地方公共団体のうち、事前に御了解を得たところに限りお知らせいたします。）。

【別添】消費者安全確保地域協議会の設置報告(様式)

1 地方公共団体名・担当者等

都道府県名		市区町村名		所属名	
担当者名		電話		メール	

2 地域協議会の設置日

設置年月日(法定化した日)			
平成	年	月	日

3 地域協議会の名称

--

4 構成員(以下、別紙参照も可。「など」でくらず、詳細を御記載ください。)

--

5 設置(組織)の経緯

	詳細

6 設置の過程で生じた課題及びそれに対する解決策

--

7 要綱等における、消費者安全法に基づく地域協議会であること(法定協議会とした旨)の記載の有無

記載の有無(その媒体)	詳細(記載内容等)

8 個人情報の取扱

取扱いの有無	詳細(見守りリストの作成の有無、個人情報の取扱い方法、提供の範囲等)

9 地域協議会の取組(会議の頻度、戸別訪問を行っている場合はその詳細、ほか活動実績。)

--

10 今後の課題（設置に向けた課題、個人情報の提供に関する課題、見守り活動の過程で生じた課題等。）

11 その他（消費者庁への要望等も御記載ください。）

※枠の大きさは必要に応じて変更していただいて構いません。

※既存の資料で調査項目の内容の分かるものがあれば、記入に代えて該当資料を添付いただいても構いません。

※取組に関する既存の資料・写真等があれば、同時に添付願います。